

第30回「権利救済機構 ②労働基準監督署」

2022.07.20. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

1.内容：〈論点〉使用者の言論が支配介入の不当労働行為を構成するためには
プラスファクターが必要か否か

〈法〉行政救済、労働委員会、不当労働行為(不利益取扱、団交拒否、支配介入禁止)

〈諸説〉プラスファクター必要説、不要説

2. Reading Assignment に関する設問についての解説

①報復、暴力の威嚇あるいは利益の約束などの強制的要素

②アメリカの不当労働行為制度と我が国のそれとの根本原理ないし指導理念の相違、我が国労働組合の組織形態の特殊性、憲法による団結権保障の意義

2) Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①佐藤教授が、現在の労働基準監督の特徴として挙げている四点は何か。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

***救済制度**

1.概略 1)労働組合による救済が基本、2)行政救済機関は二元的に設立、3)最終的には司法救済

2.行政救済機関

1)労働団合法：労働委員会

2)労働保護法：労働基準監督機関 *権限(監督行政・司法警察員)

3)女性労働：女性主管局長、都道府県労働局(雇用環境・均等室)、紛争調整委員会

***労働基準監督署の方向性**

関連裁判例：東京労基局事件・東京高判昭和56.3.26

[参考文献] 片岡昇・萬井隆令・西谷敏『労使紛争と法』(1994年、有斐閣)

[自己点検]

1) Reading Assignment に関わる問題への解答

2) 自己点検 a) 講義の論点 b) 論点にかかわる法状況 c) 論点についての諸見解

3) 自由記述 a) 講義に関する質問 b) その他

[課題提出者数] 5/25 5/27 6/01 6/03 6/08 6/10 6/15 6/17 6/22 6/24 6/29 7/01 7/06 7/08 7/13 7/15 7/20

125 129 129 123 129 125 119 125 121 126 124 123 123 121 123